

反支月、陰陽家の説に、正七、二八、三九、四十、五十一、六十二、かくのごとく二ヶ月をひとつにして、十三歳を初として、四十九歳までをかぞへて、反支月をしる也、たとへば正七をはじめに立、また十三歳をはじめに立て、數へ出す也、故に十三歳の妊婦は、正月七月を反支月と云るべし、十四歳は二月八月に相當り、十五歳は三月九月に相當る也、かく十三歳をはじめとしてかぞへ至れば、十八歳にして六月十二月に當りて一周する也、又十九歳より正七に始り、廿四歳までにて一周する也、又廿五歳より正七に始り、三十歳迄にて一周する也、又三十一歳より正七に始り、三十六歳迄にて一周する也、又三十七歳より正七に始り、四十二歳迄にて一周する也、又四十三歳より正七に始り、四十八歳迄にて一周する也、又四十九歳より正七に始る也、婦人良法には、十三歳より四十九歳迄を委くもり附て云るしおく也、諸の醫書に、反支月を、死殺月、胎殺月とのせたり、陰陽家の説に、前子後母といふあり、反支月に相當る事とかく二ヶ月なれば、正月を、害其子にありと云り、七月を、害其母にありと云るべしと云へり、

〔後漢書王符傳〕王符、字節信、安定臨涇人也、○中志意蘊憤、乃隱居、著書三十餘篇、以譏當時失、○中足、以觀見當時風政、著其五篇云爾、○中愛日篇曰、國之所以爲國者、以有民也、○中聖人深知力者、民之本、國之基也、故務省徭役、使之愛日、是以堯勅羲和、欽若昊天、敬授民時、明帝時、公車以反支日不受章奏、凡反支日、用月朔爲正、戌亥朔、一日反支、申酉朔、二日反支、午未朔、三日反支、辰巳朔、四日反支、寅卯朔、五日反支、子丑朔、六日反支、見陰陽書也、帝聞怪曰、民廢農桑、遠來詣闕、而復拘以禁忌、豈爲政之意乎、於是遂蠲其制、

〔水鏡〕下桓武八月○延曆四年にならの京へ行幸侍りき、ごぞ宮古ながをかにかにうつりにしかども、齋宮は猶ならにおはしまし、かば伊勢へくだらせ給ふべき程ちかくなりて、行幸ありしなり、長岡の京には、中納言種繼留守にて候しを、みかどの御をと、の早良の親王、東宮とておはせしが、人をつかはして、いころさしめ給ひてき、○中みかどならよりかへり給ひにき、丙戌日行幸はありて、